

第1号議案 神戸市都市計画審議会運営要綱の改正について 改正（案）

神戸市都市計画審議会運営要綱

神戸市都市計画審議会決定

平成12年7月24日

令和6年11月18日 改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市都市計画審議会条例施行規則（平成12年7月規則第30号）第4条の規定に基づき、神戸市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議の開催の日の3日前までに、開催の日時及び場所並びに議案を委員並びに当該議案について委嘱された臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（代理出席）

第3条 条例第2条第2項第3号に係る委員及び臨時委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できない場合であつて、あらかじめ会長の承認を得たときは、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

（議長）

第4条 議長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

（意見の聴取）

第5条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の傍聴）

第6条 公開で行う会議については、これを傍聴することができる。

2 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

3 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で、傍聴整理簿に住所、氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

5 傍聴章の交付を受けた者は、報道機関にあつては記者席で、その他の者に

- あつては一般席で傍聴することができる。
- 6 傍聴章は、交付当日に限り通用する。
  - 7 一般席の傍聴人の定員は、30人とする。
  - 8 傍聴章は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。
  - 9 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
    - (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携行している者
    - (2) 酒気を帯びていると認められる者
    - (3) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携行している者
  - 10 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。
    - (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
    - (2) みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。
    - (3) 帽子、コート、マフラーの類を着用してはならない。ただし、病気その他正当な理由により会長その他議事の進行をつかさどる者の許可を得たときはこの限りではない。
    - (4) 携帯電話等の無線機を使用してはならない。
    - (5) 飲食又は喫煙をしてはならない。
    - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはならない。
    - (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしてはならない。
  - 11 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長その他会議の進行をつかさどる者の許可を得た者は、この限りでない。
  - 12 傍聴人は、審議会を公開しないとす決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。
  - 13 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
  - 14 傍聴人がこの要綱に違反したときは、会長その他会議の進行をつかさどる者は、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録の作成)

第7条 会長は、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 審議会の会議の日時、場所
  - (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

3 会議録は、会長の指名する委員 2 人が署名その他の方法で確認するものとする。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 11 月 18 日から施行する。